

Title	弁証法論理と形式論理について：存在乃至対象の論理からみた両者の関聯
Sub Title	Dialectic and formal logic
Author	松本, 正夫(Matsumoto, Masao)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1965
Jtitle	哲學 No.46 (1965. 2) ,p.19- 39
JaLC DOI	
Abstract	Logic is the structure not of subjective consciousness, but of objective being. It was the Platonists who first separated logic from metaphysics and made it what is called formal logic. As the metaphysical structure of being determines logic, we must begin from the logic of substance composed of matter and form, which is subject-matter of physics and the starting-point of metaphysics. All beings composed of matter and form change substantially-and the structure of this substantial change gives rise to dialectical logic. On the contrary, the essence of intellectual substance, that is,.. pure form, never changes ; and here we find the field of formal logic.. Although the structure of objective being is dialectical, the intellect which deals with this dialectic of being, is itself non-dialectical and formal-logical ; and though this dialectic includes self-contradiction, it must be dealt with in a non-contradictory manner.
Notes	橋本孝先生古希記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000046-0028">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000046-0028</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 弁証法論理と形式論理について

— 存在乃至対象の論理から見た両者の関聯 —

松 本 正 夫

## I

論理は主観の論理である前に客観の論理であり、意識作用の論理である前に対象的事物の論理であり、要するにそれは物自体の形而上学的構造を示す存在の論理でなくてはならぬ。<sup>註1</sup> 存在の論理とは存在構造であり、その基本的な様式が範疇であつてみれば、論理学が範疇論に始まるのはまた至極当然である。<sup>註2</sup>

アリストテレスの10個の範疇は存在の基本的様式を意味するが、私はこの範疇表の体系化を試みて「実体」を本質範疇、「性質」「分量」「関係」を属性範疇、「能動」「所動」「時間」「空間」「状態」を偶性範疇、「所有」を適性範疇と分類し、次にこの各範疇の主語述語性格から論理学の根本原理と云われるものを導出して論理学一般を分類した。つまり実体本質範疇の主語述語性格から同一律矛盾律を導出して弁証法論理を、属性範疇の主語述語性格から理由律を導出して演繹論理を、偶性範疇の主語述語性格から因果律を導出して帰納論理を、最後に適性範疇の主語述語性格より目的律を導出して価値論理を基礎付け、論理学一般の存在論化を企てたのである。<sup>註3</sup>

註 1 これは昭和19年岩波版『『存在の論理学』研究』以来小生の一貫した立場である。

2 アリストテレス論理学は元来形而上学とともに存在論の一部であり、正に

客観的な範疇論に始まるものであつたが、新プラトン主義者達によつて形而上学から引離された<sup>オルガノン</sup>形式論理学の伝統では範疇論の客観性が重荷となつてきたので、プレディカメンタを幾分主観化したところのプレディカピリアと置換してその荷重を軽減しようとした。これがかのポルフィリオスによるオルガノンの<sup>イサゴーグ</sup>序文で、以後それはオルガノンと不可分な一体となつた。新プラトン主義者は存在構造を扱う客観的理論学を認識素材を主観的に処理する技術学に変容させた訳である。

- 3) 論理学を客観的な存在様式たる範疇に還元することによつてそれを存在論化する仕事については昭和19年版の上掲『存在の論理学』研究』並びに昭和26年三田哲学会誌「哲学」第27集「価値論理の所属範疇への基礎付」を参照されたい。蓋し、『存在の論理学』研究』では弁証法論理の実体範疇への基礎付、演繹論理の属性範疇への基礎付及び帰納論理の偶性範疇への基礎付のみが収録されただけであつたので、価値論理の適性範疇への基礎付は戦後の「哲学」復刊第1号に当る第27集の上掲論文として載せることになつた。これは『存在の論理学』研究』が絶版されなかつた場合には新版の最終篇に組入れようと考えていたものである。

さてアリストテレスによれば範疇は存在の種々の意味であり、それはまた客観的實在の要素的な存在構造を示すものであり、スコラ的抽象理論によればそれは客観的實在の要素的な類似像 *similitudo* である。そこで論理学の根本原理をそれから導出することはとりもなおさず論理学の存在論化を意味するものであつた。

しかしカント以来の認識批判論から云うと、範疇の存在性が果して形而上学的な物自体性を有つているかが疑われる。範疇は基本概念で、恰も感覚がそうである様に恒に真でしかありえない。しかるにこれらの基本概念乃至それに則つた要素概念の複合的構成物たる判断となるとこれは真か偽かであつて、実存との体験的対比たる検証 *verificatio* によつて何れか一方に落付く。更に進んでもしこの様な判断構成の複合たる理論像が充分に検証に堪えうれば、經驗的實在論の立場にたつて、物自体とかかる判断複合によつて構成された理論像との相似乃至模写関係を認めることが出来るようになる。即ち、その様な理論像は、我々はその様に認識してもしなくても、それと係わりなく、もともとそうであるところのものの模像であること、更に進んでその様に認識するところの認識主観のあるなしに係わらず、もともとその様なものとして実存するところの物自体の正にそれが模像であることを認めることが出来る。蓋し、この様な形而上学的事態へ

の推論が有効であることが、あくまで検証を重ねていつた揚句の果てに充分予期されるのである。このことは経験的实在論に立つ限り充分批判論的にも是認されるのである。

ところが問題は範疇に示される基本的な要素概念にある。これは、対象との何らかの対応を検証した結果如何で真とも偽ともなりうるところの判断乃至判断複合とは異つて、それこそ恒に真であつて、決して対象との対応の検証を自らに許さない。つまりそれを検証なしに物自体対象を模写しているとするか、或いは物自体対象と無関係に主観的意識の先験的形式とそれを看做すかいつれかの決断を迫られる。そしてカントは、アリストレスが範疇を客観的な存在の様式 *modi essendi* としたり、スコラの抽象理論がそれを客観的なものの模像 *similitudo* としたことはいづれも形而上学的であつて独断的無批判的であると考え、それを排除した。それは当然範疇を物自体とは無関係な主観の先験的な形式とするところの第二の場合に該当する。

しかし批判論的に一応是認されている経験的实在論の立場からは複合に複合を重ねた判断構成物が物自体の理論的模像として検証的に是認されることは上述した通りである。そこでこの様な構成物の基本的な要素である範疇がもし物自体と何の対応関係がないと仮定したならば、それらの要素の有限的な複合から上述した様に物自体との何らかの対応物が出現してくる蓋然性は零である。それでも我々が理論像の模写性を実証的に獲得したことは事実であるから、我々はそれを奇蹟としてしか承認しえないことになる。この意味で右の仮定は誠に不合理であり、その結果範疇と云う基本的要素概念は、そのことが直接に検証出来なくても、もともと一種の物自体把握であつて、物自体との間に何らかの模写乃至対応関係の少くとも最少限度をもつてなくてはならないとされるのである。

範疇的な要素概念の客観的対応を直接証明出来ない点で批判論に軍配を掲げても、そこから直ちに先験論に与みすることが出来ないのはこれで明らかである。何故ならば批判論自身も許容する経験的实在論から間接に要素的範疇概念の客観的対応を見事に証明出来たからである。範疇の存在性がとりもなおさず範疇の物自体性であることを今こそ批判論的にも確認出来るのである。以上論じたことは拙稿「存在論的認識論覚書」（「哲学」35集）と「存在論的認識論再論」（「哲学」38集）扱つたことであるが、論理学の存在論化の課題が単にスコラの伝統内部だけの課題でなく、克く批判論に堪える近代の課題であり、否、批判論を批判的に超克する現代の課

題であるとすら確信するので、敢えて煩をいとわず議論の大筋を紹介した。論理学を存在論化するとはそれを物自体的対象の論理とすることであつて、ひとたび形而上学から引離された論理学を再び形而上学と一体化することであると我々は臆することなく云う。我々は曾つての批判論が正に批判論自身の立場に立つて批判されたとみるからである。

## II

さて存在の論理は対象の自己定義としての実体範疇の論理から始まる。そもそも実体とは自分の何であるかが自分で定まると云うことに他ならないからである。ところがこの定義の論理は同時に矛盾の論理であるが故にそれは弁証法の論理と云うことになる。<sup>註1</sup>

述語は主語に依拠しているから、それは自ら以外の他者に依拠していると云えよう。しかしこの依拠される他者である主語も更に他の一層主語的なものに対しては自ら述語となつてそれに依拠することになる。この様に述語から主語の方向にどこまでも溯つてゆくとついに究極主語に到達するが、そこではもはや述語は自ら以外の他者に依拠しない。つまり今まで他者についての述語であつたものが、始めて自己についての述語になる。それは、「何であるか」と云の述語本質がもはや他者に依拠して成立するのではなく、始めて自己に依拠してのみ成立することを意味し、これが実体である。これに反してその「何であるか」と云う本質が自己以外の他者に依拠してやつと成立すると云うのが実体以外の範疇の意味である。<sup>註3</sup>

実体以外の諸範疇は何れも他者についての述語で、他者である主語との間の分析関聯、<sup>註4</sup> 総合関聯、合宜関聯を経て漸く自らを確立するのであるが、<sup>註5</sup> 実体範疇は究極主語として自己の述語であるから、主語と述語の自己関聯を以て確定する。つまり主語Sと述語Pとの関聯はここでは主語Sと述語Sとの自己関聯となり、「SはSなり」の同一命題を以て実体が確定

するのである。そしてこの肯定的な同一命題が否定的に表明される時、「Sは非Sにあらず」との矛盾命題が成立する。究極主語たる実体が本質の自己依拠としてそれ以外の凡べての範疇の基礎となるところに期せずしてこの様な同一矛盾の両命題が表明された訳であつて、これこそ論理学の根本原理としての同一律矛盾律に他ならない。同一律矛盾律は単なる名辞の同語反覆トウゴトクワフでなく、正に本質の自己依拠と云う実体の範疇性格をその源泉註6としている。

さて弁証法論理は同一・矛盾律が正にそこに基礎を置いている 実体範疇に於いて成立する。同一・矛盾律は無矛盾の形式論理の基礎であり、弁証法論理は矛盾の論理として通常これを破壊しこれに反対すると考えられているのに、その同一・矛盾律が根源的に成立する実体範疇に弁証法論理が必然的に要求されてくるのである。その次第はこうである。同一・矛盾律によつて実体が定義されるためには「SはSである」と云う肯定によつて許りでなく、「Sは非Sでない」と云う否定によつて、実体Sは非Sから区別されなくてはならない。それはSがSであると定まるためにはどうしても非Sを引合いに出さなくてはならない事情を示す。Sは因果なことに非Sのお陰を蒙らずには自ら定めえない。Sは必然的に非Sを喚び起すのである。しかしもしSが究極主語でなく実体でなければ、Sと非Sとは他者の述語となり、それらを媒介する何らかの他者たる主語の撰言肢として互いに並存出来る。或いは、Sが実体でさえなければ、その本質は何らかの他者に依拠しているのであるから、Sが定まる為に必要な非SはSを定める他者としてSの外にSとともに充分並存出来る。いづれにしてもSの定義の為にどうしても必要な非SはSとともに並存してそこに何の矛盾も生じないのである。しかし残念乍らSは究極主語であり実体である。従つてSの本質はどうしてもSの自己以外のものに依拠しえないのである。かくて実体Sを定義するためにどうしても必要な非SもSの自己性の外に疎外出来ぬ。Sが実体である限り、Sの自己性は、自らを定めるために必然

的に喚起される非Sをも包摂し、非Sをも自己としなくてはならない。つまりSは非Sと自己矛盾しなくてはならないことになるのである。<sup>註7</sup>

この様に実体の定義は自己矛盾を引きおこし、ここに定義と矛盾を扱う弁証法論理が免れ難い。我々は好んで弁証法論理を口にするものでなく、また弁証法論理に依らなくてもよいものまでも弁証法的方式に従つて解釈するものでない。非弁証法的無矛盾的なものまで弁証法にするのは偽弁証法である。以上みてきた通り、実体論理は弁証法論理として免れ難きものであつても、実体範疇以外の述語的諸論理は、属性範疇の一般者の論理は勿論のこと、それに引きつづく偶性範疇の個別者の論理も適性範疇の価値の論理もいずれも無矛盾的非弁証法的な論理に他ならない。殊に属性的一般者の論理たる演繹論理は部分的乍らアリストテレスの類・種概念定義を含む形式論理と内容的に一致するもので、それに引きつづく偶性的帰納論理や適性的価値論理に一般者の枠を与え、一種規準的な役割を演ずるものであるが、それ自身は決して無制約でなく、弁証法的な実体論理に完全に制約され従属させられているのである。一般者はプラトンでは自立的であり、それ自身実体とみなされるが、ここで云う一般者は属性一般者として実体に内属させられた限りでの一般者でしかなく、その論理たる演繹論理も弁証法的に定義された実体本質に従属する属性論理に過ぎない。それ故ここに云う演繹論理、それにひきつづく帰納論理・価値論理もいずれもそれ自身としては非弁証法的で無矛盾であつても、決して無条件にそうであるのでなく、結局実体範疇の弁証法論理の制約下であり、広義の弁証法論理に包括されるとみなしなければならない。ここに云う演繹論理が部分的に形式論理と一致すると云つてもそれはなにも弁証法論理と対等のそれではなく、寧ろこれに従属したものであることを注意しておこう。従つて標題に弁証法論理と対等に掲げた形式論理はこれとは別の意味で、その意味するところを明らかにするのがこの論文の目的でもある。

さて弁証法論理には定立、反立、合立の三つの契機があるが、上述した

定義と矛盾と云う弁証法に不可避の特徴は専ら定立と反立の両契機にだけ相応し、合立の契機は一見これと無関係の様に見えるがそうでない。実体  $S$  が先づ定立されると非  $S$  が喚起される。これが反立である。しかし  $S$  が実体である以上、 $S$  の自己性が非  $S$  をも自己とするところの合立によつて実体定義の自己矛盾が始めて成立する。つまり合立は  $S$  が  $S$  であるために非  $S$  をも自己とする  $S$  本質の無制約な作用を意味し、それこそ自己矛盾を成立させる契機である。少くとも合立の契機の最少限度がないならば矛盾は  $S$  の自己性の外に疎外して到底自己矛盾とはならないであろう。従つて定立は  $S$  であり、反立は非  $S$  であり、合立は非  $S$  と自己矛盾する  $S$  である。合立は定義が実体的であり自己依拠的であるために最少限度必要な契機に他ならない。

しかしまた合立の契機が最少限度でなく、その重要性が増大してくると、この自己矛盾は中和止揚されて、合立として登場する  $S$  は今度は非  $S$  との矛盾止揚のため内容的に  $S'$  に変容する。最少限度の合立の場合は辛うじて  $S$  と非  $S$  との自己矛盾が成立するだけで、そこに作用的な自己性の媒介はあつても両者の内容的な中和がなく、定立・反立・合立の弁証法的展開は  $S$ 、非  $S$ 、そして再び  $S$  への復帰となり、この様な反復を繰返してどこまでも無限回帰する。ところが合立の重要性が少しでも増大してくると、自己矛盾の成立とともにその内容的な中和がこれにともない、 $S$  の自己性はこのため  $S'$  の自己性に変容発展し、定立・反立・合立の展開は  $S$ 、非  $S$ 、そして  $S'$  に、更に  $S'$ 、非  $S'$ 、そして  $S''$  にと云う風に反復的なジクザクコースを辿りながら、完全に回帰することなく、どこまでも発展的に進展してゆく。

以上弁証法論理を範疇論的見地から考察してきたが、この論理を形而上学的な物自体対象の見地から裏付けてゆくのがこれからの課題である。

註 1 慶応義塾通信教育テキスト「論理学」(1) 54—56頁参照。そこでギリシャ



- 以来近代にいたるまで、定義を扱うと同時に何らかの矛盾を扱う論理をその立場の如何に拘らず弁証法と名付けた。
- 2 アリストテレスの云う下降主語の系列 τὸ κάτω オルガノン Organon 83<sup>b4</sup> 参照。
  - 3 このことの故に本質の自己依拠である実体の存在様式は「自らに於けるそして自らに依る存在」ens in se et per se と呼ばれ、また本質の他者依拠である実体以外の存在様式の方は必ず「他に於ける存在」「他に依る存在」ens in alio vel ens per aliud 等の他者による性格付けを内含するのである。
  - 4 属性範疇は分析関聯の示す理由律を以て、偶性範疇は綜合関聯の示す因果律を以て、適性範疇は合宜関聯の示す目的律を以て何れも先行する主語乃至究極主語たる実体へのそれぞれの依拠関聯の中に自らを確定する。
  - 5 「主語とは自らの述語である」subjectum est praedicatum sui とのスコラの公準はこの間の消息を示す。
  - 6 アリストテレスは一切の述語が正にその述語となる究極の主語を実体としたが、実体は同時にカテゴリー或いはプレディカメンタの名称が示す様に基本的述語であつて、しかもその第一の基本的述語である。この矛盾を解決しようとして第一実体（究極主語）と第二実体（第一述語）の区別がなされたが、それは問題の解決にならなかつた。問題の真の解決は実体が究極主語であることはもはやそれが「他者の述語」にはならないが、「自らの述語」にはなると解された時得られるので、そうなればそれは究極主語であると同時に「自らの述語」として立派に基本的述語の一つたりるのである。かくて実体の主語述語性格から本来の同一・矛盾律が導出され、アリストテレスの問題は解決する。第一実体の他に第二実体を設定することは類・種の一般者を実体化してプラトニズムへの逆行を招き、その害悪はアポリアを解決しようとして反つてアポリアをこぢらせただけに止まらなかつたのである、(拙著『存在の論理学』研究」64頁, 101頁等, 「慶応通信教育教材」(昭和27年) 16頁以下, ソフィア叢書「現代存在論の諸問題」(上智大学) (昭和29年) 中の拙稿「スコラ的存在論と弁証法論理」44頁以下参照)。

アリストテレスは実体を「他者についての述語」とはしなかつたが、「自己についての述語」であるとも云わなかつたため、同一・矛盾律を究極主語の肯定否定命題に基礎付けるに到らなかつた。肯定否定は従つてただ述語に於いてのみ登場するとされるため、アリストテレス論理学に於ける同一

矛盾律は専ら述語Pの肯定否定をもつて表わされる。即ち、同一律は「SはPであつて、Pである、」矛盾律は「SはPであつて、非Pでない」と示される。肯定否定は述語に於いてのみ表われるから、「SはSである」とか「Sは非Sでない」と云う表現はゆるされない。この点は沢田允茂君「同一律、矛盾律の異つた表現の仕方とこれに関連する哲学的立場に関する考察」(哲学35集)の指摘通りである。しかし上述した様に究極主語が「自己の述語」として同一・矛盾の命題を形成することが認められれば事態は異つたものになる。その様な命題に於いての述語の肯定否定は直ちに主語のそれである。蓋し、述語は「自己の述語」であり、それはもともと主語自身であるから、述語の肯定否定は直ちに主語の肯定否定を意味しているのである。かくて「SはSである」、「非Sは非Sである」の肯定命題が同一律であり、「Sは非Sでない」「非SはSでない」の否定命題が矛盾律を表わしてよいことになるのである。

- 7 本質上の無制約者である二つの矛盾しあう二つの<sup>●●</sup>実体が並存することはない。もしそうであれば両者の間に境界ができて互いに制約しあい、共に本質上の無制約者でありえない。それ故両者は相異なる二つのものとして並存せず、一つのものとして自己同一でなくてはならない。従つて矛盾は自己矛盾であり、それはまた矛盾を貫いての自己同一である。ここに実存ではなく本質と限定された限りではあつてもとにかく無制約者について西田幾太郎の云う「絶対矛盾の自己同一」を理解することが出来る。前掲「現代存在論の諸問題」中拙稿「スコラ的存在論と弁証法論理」48—49頁参照。

### III

そもそも存在の論理としての弁証法は<sup>註1</sup>比例的対象としての質料形相の合成領域より抽象された実体範疇の主語述語性格から導出されたものである。従つてその様な論理の裏付けとなるのは形相と質料との合成による実体本質の交替、即ち、実体変化に他ならない。アリストテレスがプラトンと違つて形相原理の他に質料原理を設定したのは単に偶性範疇に於ける変化、即ち、実体の現象変化を説明するためでなく、実体そのものの本性の変化、即ち、実体変化を説明するためのものであつた。

弁証法に於ける三契機の中、定立と反立とは質料原理に、合立は形相原理に該当する。質料は実体本質の可能態であつて、その限り自らの中にSと云う実体本質と非Sと云う実体本質とを<sup>・</sup>可能的に共存せしめる。その限り自己矛盾はない。ところが形相は実体本質の現実態として、矛盾するSと非Sとを<sup>・</sup>可能的に含むところのこの質料をSの現実態に即してか、或いは非Sの現実態に即してか何れかによつて現実態化する。蓋し、実体本質の<sup>・</sup>現実態では可能態と違つてSと非Sとは二者択一的であるからである。しかし形相の現実態がSに即して質料を現実態化する場合にはSの自己性が質料に於けるSのみならず、少くとも非Sの最少限度をも現実態化しなくてはならないし、又形相の現実態が非Sに即して質料を現実態化する場合には非Sの自己性が質料に於ける非Sのみならず、少くともSの最少限度をも現実態化しなくてはならない。蓋し質料と合成した形相は全体の形相 *forma totius* として<sup>・</sup>質料そのことをも現実態化しなくてはならないので決して質料中の択一的な可能態のみの現実化にとどまりえないからである。このような全体形相は何らかの意味で質料的形相 *forma materialis* と呼ばれる性格のもので、矛盾するSと非Sの質料可能態に於ける共存が最少限度にはあるがそのまま形相化され現実態化されて、ここに始めて自己矛盾が実現する。蓋し、Sと非Sとは可能態に於いては無矛盾的に共存しうるが、その共存は現実態では矛盾以外の何ものでもないからである。

かくて実体は質料に於けるSの最大限の現実態化であるとともに質料に於ける非Sの最少限の現実態化として自己矛盾を包含し、そこから自らの滅亡と、非Sの最大限の現実態化に向つての実体非Sの生成とが始まる。又逆に実体非Sは質料に於ける非Sの最大限の現実態化であるとともに質料に於けるSの最少限の現実態化として再び自己矛盾を包含し、そこから自らの滅亡とSの最大限の現実態化に向つての実体の生成が始まる。かくて実体Sの滅亡は実体非Sの生成であり、実体非Sの滅亡は実体Sの生成であると云う風に実体の交替が実現する。これがヘラクレイトスの「上り

道」と「下り道」とは同一であると云う無限回帰に他ならない。<sup>註 2</sup>

最も質料的で形相原理が最少であるこの種の実体変化では自己矛盾は少しも中和止揚されず、定立反立の S と非 S は合立に於いて自己矛盾しながら S の自己性を貫徹し、定立反立の非 S と S とは合立に於いて同様に自己矛盾しながら非 S の自己性を貫徹する。そこでは常に S から非 S を経て S への、或いは非 S から S を経て非 S への回帰の反復があるばかりである。ところが形相原理が質料的形相の性格を内包し乍らも一層形相原理を加重してゆくと、定立反立の S と非 S とは合立に於いて自己矛盾し乍らも形相の加重による合立の強化で自己矛盾が中和止揚され、S の自己は自己矛盾を単に貫徹するのみならず、正にそのことによつて内容的にも変容し、S' として還帰する。これはもはや S の完全還帰でなく、S は非 S を介して S' に、更に S' は非 S' を介して S'' にと云う風に絶えず進展的にのみ還帰する。質料形相の合成実体の領域ではより形相的になるに従つて実体変化は反覆的回帰的なものから一層進展的進化的なものへと推移する。

質料と合成した一切の存在者 S は「それでないところのもの」非 S に実体変化する。「それでないところのもの」非 S が S と矛盾し、その矛盾が中和止揚されない最下位の質料的形相では実体変化は常に矛盾者への転化を回帰反復するのみであるが、「それでないところのもの」非 S の S との矛盾が中和止揚される上位のより一層形相的な存在者では実体変化は S から非 S を介して S' に移行し、結局 S に反対乃至相異なる S' へと進展的に転化してゆく。いづれにしても質料と合成する一切の実体はつねに「それでないところのもの」、それが矛盾であれ、反対であれ、相異であれ、とにかく「それでないところのもの」に転化してゆく。ここから弁証法論理に於ける定立 S がリアルな実体と対応するとともに、やはり反立非 S も、その実体がそれに転化するところのリアルな実体に立派に対応することが判明する。かくて弁証法論理に於ける合立はこの様なリアルな S と非 S とを、S の自己性によつてか、或いは非 S の自己性によつてかいつれ

かによつて貫徹することで、ここに生ずる自己矛盾は全くレアルな実在背反 *Realwidrigkeit* に他ならないし、また客観的な自己矛盾に他ならない。質料原理にもとづく実体変化の *S* と非 *S* とはいづれも等しくレアルな裏付けをもっており、従つて肯定と否定の同格性が始めから予期されているのである。

寧ろ肯定と否定とを同格的に予想している我々の本質論理そのもの<sup>註3</sup>が、もともと質料との合成領域から導出されたと考えられる。蓋し、その様な領域こそ我々にとつて比例的対象に他ならないからである。質料と合成した実体 *S* は常に質料に含まれた「それでないところのもの」非 *S* への転化を、*S* の定義と同時に予想し、この非 *S* なしには *S* を定義させないのである。それ故「*S* は *S* である」との肯定と同時に「*S* は非 *S* でない」との否定が同格的に要求されるが、これは質料が常に矛盾乃至反対者を含んでいることの反映でもある。かくて同一律（肯定）と矛盾律（否定）とは同時的であり、そこからまた「非 *S* は非 *S* である」と「非 *S* は *S* でない」との反面の同一・矛盾律も生じてくるし、又実体以外の述語的諸範疇の一切の肯定否定がそこから理由律、因果律、目的律を通じて媒介される事態も生じてくる。「である」本質存在に関する一切の述語的肯定否定 *P* と非 *P* とはもともと「自らの述語」たる究極主語の肯定否定 *S* と非 *S* とから由来し、後者の同格性はまた比例的対象たる質料的合成実体凡べての存在構造を反映するものでもあるのである。

我々の本質論理はとにかく先づ比例的対象の論理、即ち質料との合成領域の形而上学的構造の反映に他ならない。そしてこの本質論理の第一が実体範疇に関する弁証法論理であり、正にこの様な対象存在者の実体変化の論理に他ならない。弁証法は定義と矛盾の論理と云われるが、その定義は客観的物自体の自己定義であり、その矛盾は客観的実在背反を意味し、何よりも先づそれは実在弁証法なのである。形式論理から云うと矛盾は誤謬でしかなく、客観的には無意味であるとされるが、我々がここに示した弁

証法は、無矛盾の形式論理学が倚つてたつ同一・矛盾律が正にそこで成立すると云う実体範疇で不可避であり、自己矛盾も実体変化する真実在の構造としてむしろ論証的に是認される。誤謬として主張される自己矛盾は最大限であるが、認めざるを得ない必然から論証的に是認される自己矛盾は最少限であり、それは正に質料的形相存在の实在構造だけに局限される。存在全般の形而上学的世界構造の中で特に質料原理との関聯に局限される客観的自己矛盾、世界自身に内包され局限される实在背反、ここに弁証法論理の拠つてたつ<sup>註4</sup>基盤があるのである。

- 註 1 比例的対象 *objectum proportionatum* とは認識者の本性に適合した認識対象を意味する。感覚的な人間理性にとつてはそれは質料との合成領域である。
- 2 「上り道」とは「生成の道」, 「下り道」とは「滅失の道」。ヘラクレイトスは「一にして全体」なる世界自身の変化を一者世界の生成と他者世界の滅失の同一、又は他者世界の生成と一者世界の滅失の同一、要するに矛盾する一世界と他者世界との相互交替とみた。拙稿「スコラ的存在論と弁証法論理」(前掲「現代存在論の諸問題」) 26—27頁参照。
- 3 ここで本質論理と云うときは「である」本質存在の肯定と否定とを扱う論理を意味し、それは特に「がある」実存との対比に於いて云われる。つまり「である」と云う本質肯定に対して、本質否定も「でないのである」としてやはり再び本質であり積極的な意味をもち、とにかく肯定と否定ともども本質としての同格性をもっている。これに反し「がある」実存はあくまで肯定的で、その否定「がない」は全く消極的であつて、仮りに本質の「でないのである」と対応させて「がないがある」と云つてみたところで全然無意味である。蓋し、実存の否定は消極的でその肯定と決して同格でないからである。
- 4 私はこの実体変化によつて实在の歴史的性質を考える。これは人間の歴史以前の自然乃至本性の歴史性を意味している。実体は偶性範疇に於いて変化するが、この現象が実体変化によつて時代区分されるところに歴史性を看る。実体は現象の原因としてその基盤となり、その基盤特有の属性性格乃至法則性が現象を支配する。しかるに基盤となる本質自身が転換することによつて新たな属性性格乃至法則性に支配される現象が始まり、ここに

現象面としては連続し乍らも、時代区分が劃される。実体変化乃至弁証法の歴史性は今までも下記の拙稿で繰り返し述べてきたところであるが、これによつて質料と合成した限りの一切の实在世界は根底的に歴史的であることを主張したい。「『存在の論理学』研究」128—129頁、212—213頁。「スコラ的存在論と弁証法論理」70—72頁、通信教育テキスト「論理学」(1) 62—64頁参照..

#### IV

質料・形相の合成領域についてその属性・偶性・適性に相当する演繹論理、帰納論理、価値論理はそれ自身として非弁証法的であつても、結局それらの諸範疇の扱つてたつ実体本質自身が弁証法的であつてみれば、それら諸論理も弁証法論理の制約下にある。それらの諸論理がそれら自身としては非弁証法的であり、無矛盾である限り、一切の矛盾を誤謬の中にとちこめる形式論理が一見それらと一致する様にも見えるが、それらはあくまで弁証法的な実体対象の論理に従属し制約される論理であつて、その限りそれら自らも実体的な存在対象の論理であることを示している。主語的な弁証法論理のみ取り除き、これらの述語的諸論理をそれら自身が非弁証法的であるが故に一応形式論理に属せしめようとしても無駄である。これらの非弁証法論理は形式論理に属する前に対象の論理として実体対象の弁証法論理に従属している。形式論理が非弁証法的な対象論理のみを相手にし、それらを自家薬籠中のものとするのは火事泥式の考<sup>註1</sup>えで、矢張りその前に物自体的な対象論理の究極である弁証法的な実体変化の論理と対決するのが筋道であり、先決問題である。

結局、形式論理が弁証法論理と如何に関聯するかの問題である。確かに我々が弁証法論理自身を語り、それに不可避の自己矛盾を語る時、その語り方は無矛盾である。そしてそうでなくてはならない。更にその様な言語をもつて我々は思考するから我々の思考法も無矛盾であり、またそうでな

くてはならない。結局、対象の存在構造たる対象の論理に対して、それを語り思考する言語乃至思考の論理、即ち、主観の論理があつてそれが無矛盾と云うことになる。「在ることの様式」 *modus essendi* に対して「知ることの様式」 *modus intelligendi* があつて、後者について非弁証法的な形式論理が成立すると考えられる。これは常識的な考えである。

しかし我々は論理はどこまでも対象の論理であり、対象の論理は我々の比例的対象から獲られたその様に弁証法的な実体範疇の論理から出発すると考えている。そこで上述の意味で我々も亦認めざるを得ないところの無矛盾の形式論理を弁証法的な実体対象の論理の一つの適用としてそれから導出できないか工夫してみた。つまり質料と合成する比例的対象の形而上学的構造の裏付けによつて獲られた実体対象の論理が、比例的対象以外の他の形而上学的構造に類比的に適用された場合如何なる結果が出てくるかを考察した。そしてこれは確かに不当にも形而上学から引離された論理学を再び形而上学との一体化に導く正攻法でもある。

形而上学では神の存在証明によつて超形相的な純粹現実態 *actus purus* を一切の存在者の第一原因と確認するが、それは正にその本質が実存そのものであるものを意味する。神の存在証明を扱っていないからその当否をここで問わないにしても、本質が実存そのものであるこのものに我々が比例対象より獲てきたところの弁証法的な実体定義を適用するとどんな結果が出てくるか、これは驚くべき結果で大いに考察に値いする問題と思われる。この場合 *S* は実存そのものであり、従つて非 *S* は非実存である。*S* が実存と区別された本質であれば非 *S* も再び積極的な本質であるが、上述の如く *S* が実存そのもので非 *S* が非実存であれば非 *S* は全く消極的でそれこそ「がない」ところの無である。そしてこの様な非 *S* を *S* の自己性が包摂しても、非 *S* はもともと非実存で存在しない無であるから、ここに何の自己矛盾もおこりようがないのである。自己矛盾は *S* の自己性に対して非 *S* が同様積極的である場合にのみ生ずる。従つて超形相的純粹現実態たる



神については、曾つて比例的な質料的対象に関して定義と矛盾の論理であつたものも、定義の論理ではあつても矛盾の論理とはなりようもない。神的事物 *res divina* の対象論理はこの意味で無矛盾の弁証法論理、それが形容矛盾と云うならば無矛盾の形式論理であると云わねばならない。

これと同様なことは形而上学で云うところの離存形相 *forma separata* について云える。質料と合成する形相領域でもつとも質料的なものは質料的形相プロパーとも云うべき物質実体であると考えられるが、次第に形相原理がこれに附加されてより一層形相的になると栄養的生命の植物実体、更に感覺的生命の動物実体が考えられ、更にもつとも形相的な理性的生命としての人間実体に到る。しかし形相原理は質料原理と異つて形相原理単独で存在者たりうることが形而上学で証明されている。そしてこれが離存形相 *forma separata* と呼ばれ、ここに自覺的自主的な知性作用が営まれる。質料との合成領域で最も形相的な最後の附加形相は実はこの離存形相の最下位に該当する知性形相であつて、これ故に人間の知性形相はその本性上身体的なものを質料としそれと合成するもの乍ら、他方離存的な形相に等しく、身体的な質料を喪失し質料原理の制約を離れても尚、その固有の実存性を失わないのである。それ故これを本性上離存しないが、離存可能な可離形相 *forma separabilis* と呼ぶ。

ところで我々は形而上学で証明するところの形相の離存性、そしてここに自覺的自主的な知性実体の位格性もあり、また人間に於ける靈魂不滅の証明問題もあることになるが、この形而上学的証明の是非をここで問うことなく、この形相の離存性格に基いた知性的な単純実体について、上述してきた定義と矛盾の弁証法論理を適用してみようと思う。

離存形相は何ら質料を含まないから本質上の可能態が全然ない本質上での純粹現実態である。それ故それは純粹形相 *forma pura* と呼ばれる。これは先きに述べた超形相的な純粹現実態 *actus purus* とは異つて決して実存の純粹現実態でなく、単に本質上でのみの純粹現実態である。とに<sup>註2</sup>

かくそれは如何なる質料を含むものでもないから決して「それでないところのもの」に実体変化しない。それは上述した様に実存上の純粹現実態ではないから、その実存上の可能態故に「がある」実存を獲て「がない」ところから生じ、また「がある」実存を失つて滅失することはありません、本質上の可能態たる質料なきため、その本質Sが「それでないところ」の非Sに変転することはないのである。ここからその実体Sの定立に物自体的対象が相応しても、非Sの反立に相応する如何なる物自体的対象も存立しない事態が生じてくる。本性上「それでないもの」に変転しようもない実体不変の純粹形相に本質Sはあつても本質非Sはなく、ここに始めて本質肯定に対する本質否定の非同格性がみとめられる。<sup>註3</sup> 本質肯定の積極性に対して本質否定の消極性である。とにかく物自体的な本質そのものに於いての実体変化がないから、非Sに物自体の裏付けがなく、恰も上述した絶対者の場合に於いてと同様それは全く消極的であつて、従つてSの自己性による非Sの包摂も何ら自己矛盾を生みださないのである。かくて質料なき純粹形相の一切に汎つて本性定義の論理はあつても、本性矛盾の論理はない。上述した神の場合と同様、自己矛盾のない弁証法、否、定義の論理ではあつても無矛盾である様な形式論理がこれら諸実体の対象論理になるのである。

比例的対象が質料原理との合成であるためその存在構造を示す対象論理が定義と矛盾の弁証法であつたのに対して、認識知性の存在構造がその純粹形相性の故に無矛盾の形式論理をその対象論理にしていること、即ち、認識対象と認識主観の両者が共に物自体的対象の存在論理の見地から互いに比較されていることが重要である。弁証法論理はもともと比例的対象からの抽象であり、実体変化する質料・形相の合成実体の存在様式を反映するものとして我々の知性に受容されたものである。ところがスコラ学の公式の示す様に「受容されたものは受容するものの様式に従つて受容される」receptum recipitur per modum recipientis のであるから、受容

された合成実体の存在様式も受容する知性実体の存在様式に従つて受容されるのが当然である。我々が実体化する物自体対象の弁証法を語り、それを思考する時、我々はどこまでも無矛盾的にそれを語り、無矛盾的にそれを思考すること、弁証法自身が如何に矛盾的であるものを意味しても、弁証法自体を叙述するのは無矛盾的な知性の存在様式に従わねばならないのはこの故である。比例的対象の「在ることの様式」modus essendiが弁証法的であつても、それを「知ることの様式」modus intelligendiは形式論理的である。何故ならば「知ることの様式」は知性実体の「在ることの様式」に従属し、それは比例的対象の論理ならざる知性実体自身の対象論理に他ならないからである。既に述べてきた通りこの知性実体の対象論理こそ、もともと質料的な比例的対象から獲てきた弁証法的定義論理を純粹形相と云う知性実体の形而上学的構造に類比的に適用した結果、それこそ無矛盾であると判定したところの形式論理なのである。

以上弁証法論理と形式論理との関聯を形而上学との対比に於いて考察してきたが、論理があくまで対象の論理であること、従つて言語乃至思考の論理たる認識主観の論理も、知性実体と云う物自体対象としての形而上学的存在構造から割り出されてこなくてはならないこと、つまり我々がそれに従つて語り、それに従つて思考する形式論理自身ももともと比例的対象の論理たる弁証法の論理の純粹形相に対する類比的適用から導出されてきたものであること等に特に留意していただきたい。<sup>註4</sup>

この論考を益々お元気な橋本孝先生古稀記念のため献呈出来るのは私の心からの喜びであるが、学生の頃からの永年の御指導にも拘らず、いまだに同じ問題をこねまわし大した成果をあげえないでいるのも懺愧に堪えない次第である。(1964・9・1)

註 1 人間知性の比例的物自体対象の弁証法論理(実体論理)のみを棚上げにして実はその制約下にある非弁証法的な諸論理(実体以外の諸範疇の論理)

を直ちに主観的に是認される非弁証法的無矛盾の形式論理に同一化してしまうことがカント的主観化の常套手段である。

- 2 離存形相は質料から離存してその制約の外に自存する故、その形相の規定性はもはや特定の質料に吸収されず、智的光として一切の形相に及び、その結果形相たる自ら自身にも及ぶ故、よく自覚的自主的なものたりうる。拙稿「離存形相の質料形相論的構成について」「哲学」45集25—26頁参照。しかし離存的純粹形相を直ちに超形相的純粹現実態と混同し、質料から独立の位格的靈的なものを直ちに絶対者とするのがよくあるが、これは哲学的には本質上の純粹現実態を実存上の純粹現実態と混同する誤りであり、又宗教的思想傾向としては有限的自我を直ちに絶対我たる神の分化とするアトマン的汎神論の系譜に属する誤りであり、絶対者を汝とする啓示的一神論と鋭く対立する考え方である。
- 3 トマス・アクィナスが否定 *negatio* と欠除 *privatio* を論ずる時、この種の肯定否定の非同格性を前提しているが、それは我々の論理をプラトンの地平に立つてみる立場である。我々の論理は先づ比例対象に即して、即ち、肯定否定の同格性に立つており、この見地から否定と欠除とを見直すべきである。拙稿「実存と本質との区別が質料形相論に及ぼす影響について」中世思想 1 号30頁以下参照。
- 4 以上の論考は「事物の論理と知性の論理」(「哲学雑誌」744号) で扱った同じ問題を私としては一步進めた考え方に立つて扱ったつもりである。そこで人間知性乃至被造的知性一般を「神に似せて創られたもの」として、神の範型因性からそれら知性存在の無矛盾性、即ち、形式論理性を導出的に取扱ったのであつたが、これは宗教的啓示的真理に依存しすぎるとの考え方から今回は神のそれからでなく純粹形相自身の形而上学的性格からその無矛盾性格を導出した。しかしそこには次の様な無規することの出来ない新しい問題が生じるのでそれに少つと触れておこう。

我々の言語乃至思考の論理がそれ自身存在の真理を表明する場合にはそれは無矛盾の形式論理であることは疑問の余地がないが、しかし必ずしも存在の真理でなく、存在の憶見が問題である場合、即ち、我々の言明乃至判断が真偽の両面に汎る場合には、しばしば弁証法が真理発見の方法と認められるのが周知である。互いに矛盾する憶見的定義の間に定立反立合立の弁証法を通じてより一層真理への接近が試みられることはソクラテス・プラトン・アリストテレス以来の伝統である。この種の弁証法については如何なる位置付けがなされるべきか。

純粹形相は「それでないもの」に実体変化しないからその本性上は確かに無矛盾な形式論理をその対象論理としている。しかしその同じものが知性として志向上は、或いは所有性上乃至適性上は「それでないところのもの」に転化するのである。何となればスコラ学で認識とは「知性が何らかの意味で（知られるところの）一切のものになる」 *intellectus quoddammodo fit omnia* ことを意味し、しかもこの一切のものの中には自分と自分以外の「それでない」ところの一切を含んでいるからである。これは純粹形相が実体本質の可能態である質料を一切含まないにも拘らず、志向性所有性乃至適性上では可能態を含み、云わば、能動理性であると共に受動理性でもあるからであつて、この種の可能態の多少の度合に依つて知性実体に上下の階層が区別されてくるからである。

とにかくこの意味での可能態がある以上、純粹形相も志向上は、或いは所有性乃至適性上では「それでないところのもの」への転化を免れえない。それは本性上では決して転化しないから、Sに対して非Sは何ら積極的な本性的の裏付けがなく、従つて決して自己矛盾の弁証法を有することにはならないが、志向上では上述の様に「それでないところのもの」に転化し、その意味でSに対して非Sの積極性が避け難く、自己矛盾の弁証法も本性の秩序ならざる志向の秩序の上でだけは認められなくてはならないのである。蓋し、志向の秩序は、存在の秩序が真のみであるのと異なり、真偽両面に汎るものであるから、ここで弁証法が成りたつと云うことは、丁度真偽両面に汎る憶見の弁証法が我々の言語乃至思考に対して発見法的意味で認められることと正に符合するのである。

形相のみであるため決して本性的な実体変化をしない知性自体も、志向的には可能態を有し、従つて反対物に転化しうることはアリストテレスもその「心理学」430<sup>b</sup>23-24で認めている。決して質料を有せず形相のみでしかないものの中に能動的現実理性と並んで受動的可能理性があるので、その可能理性は人間知性が質料的な身体と合成しているから生じたものでなく、それこそ純粹形相たる純粹知性の中で、その多寡に応じてそれに上下の階層を附与する規準として立派に成立するのである。そしてこの可能的受動理性によつてこそ知性は「知性がある意味で対象となる」と云う転化を自らに許容しうるのである。

神的知性のみが完全な能動理性であつて如何なる受動理性も含まないから、それは「それでないところ」のものに本性上は勿論のこと志向上も転化することがない。第一、純粹現実態たる神にとつて「それでないところ

る」の非Sは非実存であり、純粹な無であるから、神的知性が志向するのは先づ自分自身以外でありえない。一切の有限的諸形相の認識もここでは完全な自己認識乃至自己概念ロゴスに於いて実現されるので、神に於いて強い志向上の転化と云つてよいものがあるとすれば、既に本性上「自己であるもの」が志向上も自己になることばかりである。これは自己認識の成立で、これはなにも「それでないもの」への志向上の転化でないから、それこそ神からは本性上は勿論のこと志向上も一切の弁証法的矛盾が排除されるのである。神の志向上の ad intra の自己認識は必然で第一であり、それは三位一体論に於けるロゴス論に関係し、第二の ad extra な純粹無への志向は不必然で無償のものであり、創造一般への適性に他ならぬ。非実存たる純粹無へのこの志向上の転化は純粹無の本性上での自己包摂の場合と等しく、全く無矛盾である。本論文33—34頁参照。

これに対して純粹形相の知性は本性上「それでないところのもの」非Sに転化することがないが、但しここでの非Sは純粹現実態での様に非実存でない。純粹形相Sは非Sにこそならないが、非SはSならざる一切の実存を「無限」概念の様に不定的に含んでいる。そこで純粹形相の知性は先づこれら一切に志向して、Sならざる一切に志向上転化し、そして最後に自分自身であるSを志向するにいたる。つまり「自分であるもの」が志向上自己となる自己認識がここでは認識の最後の段階にくる。従つて本性上では如何なる弁証法も許容しない純粹形相も志向上では最後の段階まで何らかの弁証法的矛盾に伴われていると考えてよい。知性は真理、即ち、対象との志向的一致に到達する前に憶見上の真偽を通じてジグザク・コースを描く。それは物自体対象の論理が弁証法である場合、本性上の弁証法、或いは存在弁証法であつたのとは異なり、志向上の弁証法、或いは憶見弁証法であるに過ぎず、存在構造であるよりは寧ろ方法的意味をもつものではない。私はこの方法弁証法アナロギアを存在弁証法の類比物と呼びたい。この論文での「弁証法」は勿論本来の物自体対象の弁証法であり、実在弁証法であり、また「形式論理」の方も言語の論理、思考の論理である前に、存在の論理としての本来の弁証法から類比的に導出された知的実体の対象論理に他ならない。それ故それら両者の関係を扱う論文本来の主題からすれば、類比物である志向上の弁証法は問題の核心に触れていない。しかしそれにも拘らず純粹形相たる被造的知性にはこう云う問題が伴っていることをどうしても指摘しておきたかつたので、敢えて長さをいとわずこの傍註を設けた次第である。